

別表 1

業種	要件	交付額（1事業者当たり）	
旅館、ホテル、簡易宿所	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に基づく許可を受けた事業者	山形県旅館協同組合又は全日本ホテル旅館協同組合のいずれかに加盟する旅館、ホテル	1 収容人員100人以上 500千円 2 収容人員100人未満 300千円
		上記以外の旅館、ホテル、簡易宿所	100千円
一般乗用旅客自動車運送業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に基づく許可を受けた事業者	登録車両1台につき10千円	
運転代行業	道路運送法第4条第1項に基づく許可を受けた事業者	登録車両1台につき5千円	
一般貸切旅客自動車運送業	道路運送法第4条第1項に基づく許可を受け、かつ特定の場所への運送を行う事業でない事業者	登録車両1台につき30千円	
映画館	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項に基づく許可を受けた事業者	スクリーン数に30千円を乗じて得た額に100千円を加えた額	
スポーツジム、ボウリング場、ダンス教室	左記業種であって、屋内運動施設を有する事業者	100千円	

備考 業種とは、日本標準産業分類に基づく業種をいう。